

加美町中新田保育所民営化 ガイドライン

令和4年3月

加 美 町

目 次

1	ガイドラインの目的	1
2	民営化に対する基本的な考え	2
	1) 民営化の目的	
	2) 民営化の進め方	
3	民営化の手法	3~4
	1) 民設民営	
	2) 財産の取扱い	
	①用地 ②建物 ③備品・工作物	
	3) 事業者の公募	
	4) 事業者の選定	
	5) 事業者選定基準	
	6) 町が指定する条件	
	① 運営全般	
	② 職員配置	
	③ 保育内容	
	④ 保育所定員	
	7) 事業者の決定と発表	
4	引継ぎ	5
	1) 移管計画の策定	
	2) 保育内容の継続と拡充事項の履行の義務付け	
	3) 三者による話し合いの場の設置	
	4) 合同保育の実施	
	5) 町による進行管理	
5	民営化後の町の役割	6
	1) 三者による話し合いの場の継続	
	2) 町と保育施設の体制づくり	
	3) 民営化園の評価と情報の公開	

1 ガイドラインの目的

保育を取り巻く社会的な状況は大きく変化し、特に少子高齢化、核家族化の現象や、女性の社会進出が顕著になっており、保護者が求める保育サービスも多様化してきています。

また、保護者の就労形態や、保育所に求める保育需要も多種・多様に変化しており、入所している子どもの家庭だけでなく、地域全体の子育て家庭に対する支援の役割も担う事が求められています。

こうした中、町は次世代育成支援行動計画である「第2期加美町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、次世代を担う子どもたちが健やかに育つための環境づくりに向けて、保育所が果たす役割を検証しつつ、保育サービスの拡充に努めているところです。

一方、町全般にわたる厳しい行財政状況を踏まえ、町は限られた経営資源の中で、時代の要請や町民の要望に応え、行財政運営を歳入規模に応じた構造に抜本的に改革し、「コンパクトな行財政運営」を進めるため、「加美町行財政改革取組方針」に基づき、持続可能な魅力あるまちづくりを実現させるため、全庁をあげて不断の取り組みを進めているところです。

このため、保育行政においては、中新田保育所を民営化することにより、特別保育の充実や地域の子育て支援など保育ニーズに応えながら、財源を有効に活用することができると思えます。

こうしたことから、町は、中新田保育所の民営化を進めることとし、民営化を進めるにあたっては、一定の基準を示したガイドラインを策定することとしたものです。このガイドラインは、民営化の運営主体や事業者選定をはじめ、民営化に関しての職員配置や保育内容など、町が指定する条件、移管のための準備、事業者決定後や民営化後の保護者・事業者・町との三者による話し合いについての基準を定め、町民・事業者に広く示します。それにより、民営化に対する保護者の不安を解消して円滑な移行を図るとともに、より良い事業者の参入を促すことを目的としています。

町は民間活力をより積極的、効果的に活用するとともに、多様化する保育ニーズに柔軟かつ積極的に対応するため、行政の担う役割を重点化し、子どもの育ちや保護者の暮らしを大切にしながら、より良い保育を創り、将来にわたり利用者が満足する保育を提供できるよう努めてまいります。

2 民営化に対する基本的な考え方

1) 民営化の目的

町は、町全般にわたる厳しい行財政状況を踏まえ、限られた経営資源の中で、時代の要請や町民の要望に応じていくため、「加美町行財政改革取組方針」に基づき、町の行財政運営を歳入規模に応じた構造に抜本的に改革し、コンパクトな行財政運営を目指し、全庁的な取り組みを展開しています。

保育行政を取り巻く状況においては、保護者の就労形態や生活スタイルが多様化し、子どもたちの健やかな成長と女性の就労支援を図るため、*病後児保育、産休明け保育や特別支援保育などの新たな保育の充実が急務となっています。また、少子化や核家族化などによる子育て不安の解消のための子育て家庭への支援の充実が求められています。

町は限られた経営資源の中で、柔軟な発想と対応、マネジメント力を兼ね備えた民間活力を活用し、保育サービスの充実と子育て支援をより一層推進していきながら、行財政運営に必要な財源を確保するため、中新田保育所の民営化を進めるものです。

多様化する保育ニーズに柔軟かつ積極的に対応するため、行政の担う役割を重点化し、子どもの育ちや保護者の暮らしを大切にしながら、より良い保育を創り、将来にわたり利用者が満足する保育サービスが提供できるよう進めて参ります。

2) 民営化の進め方

中新田保育所の民営化を推進していく上で、保護者の理解や協力は必要不可欠です。保育を必要とする町民のニーズを的確に把握し、適宜、民営化に関する情報を公開するとともに、保護者に対する説明や意見の聴取の機会を確保し、不安解消に努め、円滑な移管を図ります。

***病後児保育**：病気やけがなどが急性期を経過するなど安定した以後の回復期にあるお子さんを一時的に預かる事業。利用を医師が認めた場合に、看護師等がいる保育所併設施設などで預かる。

3 民営化の手法

1) 民設民営

既存の中新田保育所の施設及び設備等を現状のまま、民間事業者へ譲渡し、同事業者が運営します。

2) 財産の取扱い

- (1) 土地 用地は無償貸与とします。
- (2) 建物 建物は無償譲渡とします。
- (3) 備品・工作物 備品及び工作物は無償譲渡とします。

3) 事業者の公募

運営実績のある事業者であることを基本とし、公平性を確保するため募集方法は公募によるものとします。

4) 事業者の選定

事業者の選定にあたっては、町民、学識経験者、保育現場経験者、保護者等を含めた選定組織を設置し、企画提案方式（プロポーザル）により選定します。

5) 事業者選定基準

事業者の安定性や継続性ととともに、保育の質を維持・向上できる、優良な事業者を選定することを基準とします。

選定にあたっては以下の点を重視します。

- ・ 児童福祉の理念・公共性・公益性を持った事業者であること。
- ・ 多様な保育ニーズに対応するため、町が指定する条件に基づいた保育を実施すること。
- ・ 保育の方針や内容が、子どもの発達や育ちを重視し、子どもを中心とした良好な保育を行うこと。
- ・ 保育の質を高める職員体制が確保できること。
- ・ 資金計画や事業運営において、健全性や透明性を確保していること。
- ・ 加美町の自然と文化等の地域性に対して、十分に理解のある事業者であること。

6) 町が指定する条件

町が指定する民営化の条件は、次のとおりとします。

① 運営全般

- ア 選定された設置運営主体（法人等）が自ら保育所を運営すること。
- イ 移管を受けた土地や建物、備品等は、当該保育所における保育以外の目的に使用しないこと。
- ウ 移管後は、保護者や地域住民の要望に適切に応じ、地域の特性を活かした運営に努めること。

② 職員配置

- ア 保育にあたる職員は、保育士の資格を有するものであること。
- イ 所長と主任保育士等は、幹部職員としての能力と経験を有するものであるとともに、当該保育所の専任職員とする。
- ウ 移管前の十分な期間、職員を当該保育所に勤務させ、保育を行いながら円滑な引継ぎに努めること。
- エ 当該保育所へ勤務していた会計年度任用職員等が、新保育所での就労を希望する場合、当該職員の採用に配慮すること。

③ 保育内容

- ア 病後児保育、産休明け保育（生後57日目からの保育）、延長保育（開所時間12時間以上）、※特別支援保育の実施に努めること。
- イ 地域子育て支援事業に取り組むこと。
- ウ 第三者評価を実施し、保育内容の充実に努めること。
- エ 職員の研修や保育所相互の交流に努め、保育の向上を図ること。

④ 保育所定員

町内民間事業者との共存共栄を図る観点から、待機児童が出ない範囲で設定すること。

7) 事業者の決定と発表

事業者の決定と発表から民営化移行まで、1年以上の期間を確保します。なお、運営事業者決定後、他の園への転園を希望する在園児については、公平性を損なわない範囲で転園がしやすくなるよう、できるだけ配慮します。

※ **特別支援保育**：保育施設の利用が適していると認められ、集団保育が可能な児童で、成長・発達等に心配があるため。その発達を支援する保育が必要と判断された児童について、保護者が仕事や病気で保育ができない場合に行う事業。

4 引継ぎ

1) 移管計画の策定

民営化に際しては、移行のための準備期間として1年以上を確保し、保護者の理解を得て事業者への引継ぎが円滑に進むよう計画を立てます。

2) 保育内容の継続と拡充事項の履行の義務付け

保育水準の維持・向上や、保護者の不安軽減のため、保護者の意見等も聞きながら、現在の中新田保育所の一定の保育内容を継承するために、継続する事項や新たに拡充する保育サービスを提示して、民営化後の履行を事業者にも義務づけることとします。

また、幼児期は生涯にわたる人格形成の基礎を培う「学ぶ土台づくり」の重要な時期であることから、幼児教育の一層の充実を図るとともに、家庭や地域、小学校、中学校等との連携を図るよう強く働きかけます。

3) 三者による話し合いの場の設置

円滑な引継ぎを行うためには、保護者・事業者・町の信頼関係を築くことが重要であることから、事業者の決定後、速やかに、保護者・事業者・町の三者による話し合いの場を設置します。

4) 合同での保育

民営化の際には、保育士等の職員が入れ替わり、保育環境が変化することによる子どもたちへの影響を、最小限にする必要があります。

このため、子どもたちが新しい保育士に慣れ親しむことができるように、一定の期間、町の職員と民間の職員が合同で保育をする期間を設けます。共同して保育を行う期間中は、個々の子どもの様子などの把握をし、きめ細かく引継ぎを行っていきます。

合同で保育を行う期間の目安は、3か月から6か月程度としますが、その期間については、保護者・事業者・町で協議し、決定していきます。

5) 町による進行管理

町は移行準備期間において、計画どおりに引継ぎが行われているか、逐次進行管理を行うとともに、問題が生じた場合には必要な指導を行い、問題解決に向け努力します。

5 民営化後の町の役割

1) 三者による話し合いの場の継続

民営化後についても、保護者・事業者・町との三者による定期的な話し合いの場を当分の間継続して行います。新園において問題が生じた場合には、町は解決に向け努力します。

2) 民間保育施設の体制づくり

町が主となり、参入事業者・既存の私立園による協議会を設置し、連携を図りながら今後の保育事業を検討するための体制を整備して参ります。

3) 民営化園の評価と情報の公開

町は民営化園に対して、保育内容等の移管条件が守られているか逐次確認するとともに、福祉サービスの「第三者評価」の受審を事業者に義務付け、第三者の視点による民営化園の評価を行います。また、この評価を公開するものとし、情報の開示に努めていきます。